

保護者の皆様へ

東京都立野津田高等学校長
池戸 成記

学校感染症による出席停止について

保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動へ御理解・御協力いただき、誠にありがとうございます。

学校では、感染症蔓延予防のため、学校保健安全法施行規則第19条により、学校において予防すべき感染症（以下、学校感染症）の種類と出席停止期間が定められています。

学校感染症に罹患した場合は、「出席停止」の扱いになります。これは、罹患した生徒に十分な休養を与え、早く疾病を治すためであるとともに、前述のとおり健康な生徒への感染症蔓延予防のためでもあります。療養に要した期間は欠席ではなく「出席停止」として扱います。

「出席停止」の措置には、原則として医療機関への受診と医師による診断が必要です。出席停止解除後、所定の「証明書」に保護者が記入の上、「医療受診を証明するもの」を添付し、速やかに担任まで御提出ください。証明書の御提出がない場合は、「出席停止」とせず「欠席」となりますので、予め御了承ください。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する欠席に関しては、同様に「出席停止」の扱いとなりますが証明書の御提出は必要ありません。

<出席停止手続きの流れ>

1. 医師から学校感染症の診断を受けたら速やかに学校・担任へ連絡する。
2. 医師の指示に従い、必要な期間、治療と休養を十分にとる。
3. 医師からの登校許可が出たら、本校所定の証明書へ保護者に記入してもらう。
4. 登校の際、証明書へ受診したことを証明できるもの(領収書のコピー)を添付して担任へ提出する。

※証明書について

- ・証明書は保健室または職員室で受け取ることもできます。
- ・本校ホームページからダウンロードすることもできます。

担当

東京都立野津田高等学校
副校長 渡邊 善正
養護教諭 岩淵 朝美
☎ 042-734-2311

出席停止について

(学校において予防すべき感染症)

学校保健安全法の規定により、学校において予防すべき感染症であるため、出席停止の扱い（欠席に加算されない）となります。下記に医師の証明を受けて担任までご提出してください。

学校において予防すべき感染症 一覧 (平成27年4月1日 施行)		
分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ ※重症急性呼吸器症候群は病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。 ※中東呼吸器症候群は病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る。 ※特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は現時点で H5N1 及び H7N9。	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

証 明 書

年	組	番	生徒氏名
---	---	---	------

診 断 名 : _____

療養期間 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記のとおり療養を要した事を証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 :



※医療機関受診をした際の領収書のコピーを添付して担任まで御提出ください。